建設機械等レンタル基本契約書

第１条（基本契約）

1. 建設機械等レンタル基本契約（以下「本契約」という。）は、賃借人を甲、賃貸人を乙として、双方の契約関係について、その基本的事項を定めるものであり、その内容は、本契約末尾記載の建設機械等レンタル基本約款（以下「本約款」という。）に記載のとおりである。
2. 甲及び乙は、本契約を締結する。
3. 本契約は、本契約の有効期間中、甲乙間に締結される物件毎のレンタル契約（以下「個別契約」という。）の全てに於いて、共通に適用される。

第２条（個別契約の内容）

個別契約において、本契約と異なる事項を定めたときは、それが本契約に優先する。

第３条（有効期限）

1. 本契約の有効期限は、本契約締結の日から満１年間とする。
2. 甲又は乙が前項の期間満了の３か月前までに相手方に対し書面による解約の意思表示をしないときは、本契約は更に満１年間自動的に延長されるものとし、以後も又同様とする。

第４条（契約終了の効果）

　　第３条の規定による本契約の終了後においても、その終了の日に本契約に基づく甲乙間の個別契約が存する場合、当該個別契約の終了まで本契約の各条項は、効力を有する。

第５条（連帯保証人）

　　本契約に於ける連帯保証人の設定については、以下項目より選択し定める。

* 丙は、本契約及び個別契約に基づき、甲が乙に対して負担する一切の債務（甲乙間の各個別契約において生じる全ての債務）を甲と連帯して保証する。ただし、丙が個人保証を行う場合の保証限度額は、別紙に定めるとおりとする。
* 本契約について、連帯保証人は定めない。

本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各１通を保有する。但し、本契約第５条の規定により連帯保証人（丙）を定めた場合、本書３通を作成するものとし、丙もその一通を保有する。

管理No.\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

契約日：　　　　年　　月　　日

賃　借　人（甲）　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

賃　貸　人（乙）　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

連帯保証人（丙）　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印